

前期・後期日程とは別の日に入試が行われます。

令和3年度 東京医科歯科大学地域特別枠

地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）長野県枠 長野県医学生修学資金貸与制度のお知らせ

東京医科歯科大学地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）

「長野県枠」（定員2名）には、全国の受験生が応募することができます。なお、詳しい入学者選抜要項等は、東京医科歯科大学からの広報をご覧ください。

★ 長野県枠では、平成23年度からこれまでに、20の方が入学しています。



長野県枠入学者には、長野県医学生修学資金を貸与します。【令和2年度は年240万円（月20万円）】

※ 貸与額は今後変更する場合があります。

医師免許取得後、知事が指定する長野県内医療機関における業務に、貸与期間（卒業までの6年間）の1.5倍の期間（9年間）従事することにより、その返還を全額免除します。

※貸与後の勤務（研修）モデルは別紙をご覧ください。

推薦選抜出願前に長野県で面接を受けていただきます。

申込期間 令和2年9月28日（月）～令和2年10月16日（金）必着

面接日 令和2年11月7日（土）（予備日：令和2年11月8日（日））於長野県庁

（注）新型コロナウイルス感染症の発生動向により、日程及び実施方法等を変更する可能性があります。

東京医科歯科大学からの指導医・研修医が勤務している長野県の病院

- ・諏訪中央病院（茅野市） ・佐久総合病院（佐久市）
- ・北信総合病院（中野市） ・信州大学医学部附属病院（松本市）
- ・諏訪赤十字病院（諏訪市） ・長野赤十字病院（長野市）
など

【お問い合わせ先】

〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2

長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課

TEL 026-235-7144（直通） FAX 026-235-7377

Eメール shugaku@pref.nagano.lg.jp

○ 詳細については裏面又は長野県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/iryo/ishikakuho/ikashika.html>



しあわせ信州

令和3年度東京医科歯科大学地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）長野県枠 【概要】

1 募集人員 2名

2 選抜方法 大学入学共通テスト、調査書等、面接（大学、長野県）

3 出願要件

- ・将来、長野県の地域医療に貢献する熱意と能力を有する者で、出身高校長の推薦を受けた者であること（出身高校は長野県内に限らない）
- ・合格した場合は、令和3年度長野県医学生修学資金貸与制度に応募すること
- ・令和3年3月に高校卒業見込みの者、又は高校卒業後2年以内の者
- ・学習成績概評がA段階の者

4 事前面接

推薦入試出願前に、長野県で面接を受けていただきます。

- ① 申込期間 令和2年9月28日（月）～令和2年10月16日（金）必着
- ② 必要書類 長野県枠面接申込書、理由書、面接票、誓約書、出身高校が作成する調査書（又は、成績証明書）、学校長の推薦書
- ③ 提出先 〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2
長野県健康福祉部 医師・看護人材確保対策課
- ④ 面接日時 10月23日（金）を目途に、面接の日時等を通知します。
- ⑤ 面接日 11月7日（土）（予備日：11月8日（日））
- ⑥ 面接会場 長野県庁
- ⑦ 適否発表 11月20日（金）を目途に、適否について通知します。
また、適当と認めた方については、東京医科歯科大学に通知します。

5 東京医科歯科大学地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）長野県枠の実施

- ① 出願期間 令和3年1月19日（火）～令和3年1月26日（火）17時必着
- ② 選抜試験 令和3年2月11日（木）（予定） 面接試験
- ③ 試験会場 東京医科歯科大学（湯島地区）東京都文京区湯島1-5-45
- ④ その他 詳細については、東京医科歯科大学「地域特別推薦選抜学生募集要項」、
「入学者選抜要項」等をご確認ください。

問合せ先：東京医科歯科大学 電話 03-5803-0106 URL <http://www.tmd.ac.jp/>

6 入学後の手続き

令和3年4月に東京医科歯科大学に入学後、長野県医学生修学資金の貸与に必要な手続きを行います。詳細については、合格後、長野県から連絡いたします。

7 長野県医学生修学資金貸与制度

将来、医師として長野県内の公立・公的医療機関等に従事する意欲のある医学生を対象として貸与します。

① 貸与額 月額20万円（令和2年度）※貸与額は変更となる場合があります。

② 修学資金返還の免除等

県が指定する長野県内の医療機関における業務に従事した期間が、貸与期間の1.5倍（6年間貸与した場合には9年間）に相当する期間に達した場合には、修学資金の返還を免除します。なお、返還の免除事由に該当しなかった場合には、修学資金の貸与を受けた日の翌日から10%の利息を付して返還していただくこととなります。

卒後の勤務

- ・ 初期臨床研修は、長野県内の臨床研修指定病院とし、期間は2年で、返還免除期間（義務年限）内とします。本人の希望により、医師臨床研修マッチングの手続きで決定された臨床研修指定病院を指定します。
- ・ 専門研修は、長野県内の医療機関において3年を限度とし、義務年限内とします。なお、本人の希望を尊重しますが、将来、医師不足の医療機関に勤務することを考慮し、幅広い診療ができる能力の習得に配慮します。
- ・ 勤務先は、長野県立病院機構、市町村、地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合、日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が設置した病院等とします。
- ・ 個々の勤務先については、本人の希望及び地域における医療の現状を踏まえ、「長野県医師確保計画」に基づいて医師が少数の地域の病院等を指定します。
 なお、勤務先における業務は、総合診療、一般内科、一般外科、救急としますが、これ以外についても、地域の医療ニーズ、指定勤務先の医師の状況、「信州保健医療総合計画」（第7次長野県保健医療計画）の進捗状況などを考慮して、一定程度従事が可能です。（医師不足が特に著しい診療科（産婦人科）についてはさらに弾力的に運用します。）

修学資金貸与後の勤務（研修）モデル

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕

※平成31年(2019)4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。

